

令和 6 年 9 月

太田市議会定例会議案

(その2)

目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	議案第100号	太田市国民健康保険条例の一部改正について	1
2	議案第101号	太田市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について	2

## 議案第100号

太田市国民健康保険条例の一部改正について  
太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月27日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
太田市国民健康保険条例（平成17年太田市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 議案第101号

太田市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について  
太田市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和6年9月27日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例  
太田市福祉医療費支給に関する条例（平成17年太田市条例第14  
9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 5 この条例において「電子資格確認等」とは、社会保険関係各法に規定する（準用する場合を含む。）電子資格確認等をいう。
- 6 この条例において「資格確認書等」とは、健康保険法第51条の3第1項に規定する書面又は同条第2項の規定により同条第1項の厚生労働省令で定める事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものをいう。

第6条前段中「ときは」の次に「、電子資格確認等、資格確認書等の提示又は表示その他被保険者資格を確認できると認められる方法により」を加え、同条後段中「食事療養標準負担額相当額」の次に「(以下「入院時食事療養標準負担額等」という。）」を加え、「減額認定証の交付を」を「当該確認を受ける際に、電子資格確認等又は減額認定証若しくは資格確認書等の提示若しくは表示その他入院時食事療養標準負担額等の減額の対象者であることが確認できると認められる方法により、入院時食事療養標準負担額等の減額に係る認定を」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。